

神奈川県中小企業家同友会会計規程

第1条（目的）

この規程は、神奈川県中小企業家同友会規約に基づき、会計に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（監督）

会計処理は、事務局長が責任をもち、財務委員長がその指導監督にあたるものとする。

第3条（報告）

事務局長は、少なくとも半期に1度、財務状況を財務委員会に報告するものとします。

2 財務委員会は、少なくとも半期に1度、財務状況を理事会に報告します。

第4条（監査）

毎年度末の決算関係書類は、原則として事務局において、財務委員長立ち会いの上、会計監査を受けるものとします。

第5条（支出承認）

事務局員が会財政の支出を必要とする場合は以下の規定に従います。

（1）支出の事前承認

100,000円未満 事務局長

100,000円～200,000円未満 代表理事（財務委員会に報告）

200,000円～300,000円未満 正副代表理事会

（2）（1）に関する支出伝票は、事務局長が決済の上、経理担当事務局員が処理します。

2 予算書に明らかになっているもの及び理事会で承認された事項の支出は事務局長の決済で行う。

第6条（引当金）

各引当金の取り崩しに関しては、理事会の承認を経るものとする。

第7条（附則）

この規程の改廃は理事会にて行う。